

令和 8・9 年度 建設工事及び測量・建設コンサルタント等

入札参加資格審査申請要領(追加受付)

令和8・9年度において上郡町が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等の入札参加資格審査申請書の登録申請事項を以下のとおり定めたので、入札参加を希望する方は下記の要領に従って提出してください。

記

1. 申請方法、受付期間・場所等

(1) 申請方法

電子申請のみ BID-ENTRY 入札参加資格審査申請システム

※利用方法につきましては、以下のマニュアル等をご確認ください。

※内容等に不備がある場合は、入札参加資格者名簿に登載されませんのでご注意願います。

- ・ 電子申請システム操作マニュアル(<https://bid-entry.com/manual.pdf>)
- ・ 電子申請の概要及び申請流れ(動画) (https://www.youtube.com/watch?v=ZtIICBz_wNQ)
- ・ 電子申請でのよくあるご質問(<https://bid-entry.com/faq.html>)
- ・ システムの操作方法についての問い合わせ先 ミラ株式会社 電話:088-678-3450

(2) 申請期間

令和8年9月1日(火)0:00 ~ 令和8年9月10日(木)23:59

※上記期間中は、24 時間利用可能ですが、申請期間を過ぎると受付できません。

※メンテナンス等により、一時的に利用できないことがあります。

(3) 注意事項

ア 1 申請につきシステム利用料が 1,540 円(税込)必要となります。(町内業者は無料)

※町内業者を「町内に本店を有する者かつ代表者が上郡町に住所を有する者」と規定していましたが、令和 8 年度より、代表者の住所要件を削除し、「町内に本店を有する者」をもって町内業者とします。

イ システム利用料は、申請期間内にお支払いください。

ウ システム利用料の返金はできません。

エ 今回の追加受付期間内(令和 8 年 9 月 1 日～令和 8 年 9 月 10 日)に申請しなかった場合は、次回の追加受付(令和9年2月1日～令和9年2月 10 日)での申請となります。

オ 経営事項審査結果通知書において、希望業種の建設業許可に対応する総合評定値(P 点)を有していない場合であっても申請はできますが、入札については P 点を有しない場合は参加できません。

カ 既に名簿に登録があり、業種の追加を希望される場合は、BID ENTRY の「変更申請」から登録してください。電子申請用変更申請書の「E.その他の情報」欄に、その旨記載してください。なお、希望できる業種については別紙 1 をご確認ください。例) 水道施設工事 希望追加 など

2. 申請書類及び留意事項

(1) 申請書類

建設工事及び測量・建設コンサルタント等に係る申請書類については、「申請に係る必要書類一覧表」に添って作成してください。

(2) 留意事項

ア 提出書類の一部については、同じ項目であれば、他の既存資料を使用することができます。

イ 提出書類の不備、記入漏れがある場合は受付できません。

ウ 令和8・9年度名簿分より、業態調書(様式4)から資本関係及び人的関係確認書(様式4)に変更しています。

3. 有効期間

令和8年10月1日 ～ 令和10年3月31日とします。

4. 問合せ先

(1) 申請書や提出書類など申請に関する問合せ

上郡町役場 財政管理課 管財係 電話:0791-52-1118 FAX:0791-52-5172

メールアドレス:zaisei@town.kamigori.lg.jp

※問合せは、平日 9時00分～16時30分まで(12時から13時除く)

(2) システムの操作、トラブル、システム利用料のお支払い方法に関する問合せ

ミラ株式会社 電話:088-678-3450

※問合せは、平日 9時30分～16時30分まで(12時から13時除く)

※パソコン機器の基本操作や環境外でのご利用についてのサポートは行っていません。

5. 入札参加資格審査申請についての留意事項

(1) 入札参加資格審査申請を受け付けない者

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当する者

イ 入札参加資格審査申請書及びその添付書類に虚偽の記載のある者

ウ 建設工事にあつては、建設業法による建設業の許可及び建設業者の経営に関する事項の審査を受けていない者

なお、経営事項審査結果通知書は決算日から1年7か月以内のものでなければ有効ではありません。また、今後当町と契約する時点においても、必ず有効な経営事項審査結果通知書を有して(提出して)いる必要があります。

エ 建設工事にあつては、経営事項審査結果通知書の「その他の審査項目(社会性等)」の「雇用保険加入の有無」「健康保険加入の有無」「厚生年金保険加入の有無」欄がいずれも「有」又は「除外」となっていない者。

オ 測量・建設コンサルタント及び地質調査等の業種にあつては、営業に関し法律上必要とする登録を受けていない者

カ 新たに測量・建設コンサルタント業務を開始した者のうち決算処理が終了していない者

キ 入札参加申請を受付する工事及び業務の種類に該当しない業種を申請した者

ク 所定の添付書類を提出しない者

ケ 国税又は地方税等の滞納がある者

(2) 建設工事を希望される方へ

ア 希望する工事については、別添「建設工事の種別(別紙1)」を確認の上、「資格審査申請書_建設」に記載すること。

＜資格審査申請書_建設 記入方法＞

(ア) 希望欄

登録を希望する業種については、希望欄に「○」印を記載すること。なお、主要な業種には◎を記載してください。

令和8年度より、町内業者については、1者につき1工種のみを主業種として登録する取扱いとしていましたが、本制度は廃止します。

(イ) A 年間平均完成工事高(千円)欄

希望する工事種別ごとに年間平均完成工事高を記載してください。

「計」の欄には、希望する業種の年間平均完成工事高及びその他の工事の完成工事高の合計を記載し、総合評定値の完成工事高の合計と一致させてください。

イ 建設工事の種別(別紙1)に記載の無い種別については「その他」の欄に記載してください。

ウ 「機械器具製作据付工事」を希望する場合は、建設工事の種別(別紙1)を参考に、入札参加希望工種に対応する経営事項審査結果通知書の年間平均完成工事高から工事高を抜き出して記載してください。

(3) 測量・建設コンサルタント等を希望される方へ

希望業務は、「資格審査申請書_コンサル」に記載すること。また総括表以外の業務は受け付けません。

(4) 令和8・9年度 建設工事及び測量・建設コンサルタント等入札参加資格審査の結果通知について

資格審査の結果は、承認後に登録されたメールアドレスへ通知します。

(5) その他

ア 町内業者にあつては町税等(上郡町税、分担金、負担金、使用料及び手数料等)について、滞納がないようお願いします。

イ 提出後、不明な点があれば問い合わせますので、申請書には必ず担当者の氏名、連絡先をご記入ください。

ウ 物品及び役務は受け付けていません。

6. 入札参加資格者名簿登録後の各種事務手続きについて

(1) 変更届について

登録された内容に変更が生じた場合は、「BID-ENTRY 入札参加資格審査申請システム」で変更申請してください。

ア 届出が必要な事項

(ア) 本店、受任先営業所(支店)等の商号及び名称、所在地、電話番号、FAX 番号

(イ) 代表者又は受任者(上郡町との契約当事者である者のみ)の変更

(ウ) 許可又は登録の更新、変更(知事から大臣許可となり許可番号が変更となった場合などを含む)、取消し、期限切れ、抹消等

(エ) 入札参加を希望している工種又は業務等の一部を取り下げる場合

(オ) 監理・主任技術者に変更が生じた場合(町内業者のみ)

(カ) 資本関係及び人的関係確認書の内容に変更があった場合

イ 添付書類

商業登記簿謄本の写し、建設業許可変更届の写し、登録の写し、委任状、合併・事業の承継などの契約書など、変更内容が確認できる書類

※建設工事にあっては、上記(ア)・(イ)の変更により建設業の許可についても変更が伴うものについては、必ず許可行政庁に提出した建設業許可変更届の写(受付印が押印されているもの)一式を提出してください。

ウ 届け出が不要な事項

次に掲げるような事項の変更は、原則として届出の必要はありません。

(ア) 資本金等の増額又は減額

(イ) 代表者以外の役員の変更

※ただし、当町と契約する営業所の代表者又は受任者の場合は必要

(ウ) 代表者以外の役職名の変更

(エ) 当町との取引に関係のない支店等の変更

エ 次に掲げる場合は、事前に財政管理課に照会してください。

(ア) 営業を休止又は廃止したとき

(イ) その他、判断しがたい場合

オ 希望(工種・業務)の追加は、定期受付・追加受付期間以外には行うことができません。

(2) 入札参加資格の承継について

ア 競争入札に参加することができる者で、その営業の同一性を失わない営業を引続き行う個人及び承継人から承継する営業内容に対応する資格を承継しようとする法人で、次に掲げる者にあっては、別添の入札参加資格承継申請書(別紙2)及びその他必要書類データ(PDF)を「4. 問合せ先(1)」記載のアドレスへ送付してください。

(ア) 個人が死亡したときは、その相続人

(イ) 個人が法人を設立したときは、その法人

(ウ) 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併により設立した法人

(エ) その他町長が承継したと認めるもの

イ 建設工事にあっては、資格を継承した者が有効な経営事項審査結果通知を有していなければ、町と契約を締結することができませんので注意してください。

(3) その他

ア 上郡町では、設計図書は通常電子入札ポータルサイトに PDF 形式で掲載しており、無料で配布していますが、紙で提供する場合には有料となっております。

イ 経営事項審査の有効期間が切れた方は上郡町との契約を締結できませんので、経営事項審査の有効期間が切れないようご注意ください。(有効期間は審査基準日より1年7ヶ月です)

